



12月定例会 12月1日~20日

主な内容

- 本会議のあらまし.....2
- 質疑.....3~4
- 一般質問.....5~12
- 意見書.....8~10
- 陳情結果.....12~13
- 一般・各特別会計決算.....13~14
- 水道事業会計決算.....14
- 委員会審査状況.....14~15
- 審議した議案とその結果.....16

放置自動車の処理に関する条例制定^ほか

原案のとおり可決

で開かれました。

初日には、閉会中の継続審査となっていた平成十六年度の決算認定議案九件の審査結果について、各決算特別委員長からそれぞれ原案承認の報告がありました。

議案第六十九号から議案第七十一号までを審議し、いずれも原案を可決しました。

最後に議案第七十二号から議案第七十一号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明がありました。

五日には議案第七十二号から議案第七十一号に対し、四名の議員が質疑を行いました。

六日から九日までは一般質問があり、十七名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審査は十三日に都市経済、教育民生、十四日に生活環境、総務と順次その所管事項に基づいて行われました。

最終日の二十日には、付託議案の委員会審査結果について、各委員長からいずれも原案承認の報告がありました。一名の議員が反対討論を行い、起立採決の結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

本会議の あらまし

十二月定例会は十二月一日から二十日までの二十日間の会期



一般議案は起立採決の結果、原案のとおり可決

入歳出決算は、三名の議員から反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で報告どおり原案を認定し、水道事業会計決算は、別段討論もなく、報告どおり原案を認定しました。

続いて、

また、教育民生委員会へ付託していた「少人数学級の早期実現を求める陳情」は、趣旨採択となりました。

最後に、議員提出議案の「建築確認制度の充実強化に関する意見書(案)」及び「県営住宅の削減方針」に関する意見書(案)」を可決し、それぞれ香川県知事へ送付することになりました。

以上で、今期定例会は閉会しました。

討論

決算反対討論

横川重行

認定第一号(競艇特別会計予算)

三木まり

認定第一号(敬老祝金)

高田重明

認定第一号から認定第四号(同和行政、国民健康保険特別会計予算、保育料の値上げ、敬老祝金、飯山南幼稚園等)

一般議案反対討論

尾崎淳一郎

議案第八十号(国民健康保険税条例の一部改正)

議会豆知識③

●決算認定

一 会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算内容を審査したうえで、確認、確定することをいう。

議決事件の一つである。(自治法第九十六条)市長は監査委員の意見書を付けて、次年度の通常予算を審議する会議までに、決算を議会の認定に付さなければならない。これは、歳入歳出予算の執行実績について改めて議会に批判・監視の機会を与え、財政運営の適正を期するものである。本市では九月定例会に決算議案が提出され、特別委員会を設置し、審議される。

なお、決算の認定を受けるときは、認定に関する議決及び監査委員の意見と併せて、県知事に報告し、その要領を住民に公表しなければならぬ。(自治法第二百三十三条)

質疑

質問者・項目

倉本清一

①一般会計補正予算（県補助金原子力・エネルギー教育事業、農作物干害応急対策事業費、地域福祉基金）②公共下水道特別会計補正予算③市税条例の一部改正④放置自動車の処理に関する条例の制定

中谷真治

①国民健康保険条例の一部改正②指定管理者の指定
三木まり
①一般会計補正予算（債務負担行為補正）②個人情報保護条例の一部改正③国民健康保険条例の一部改正④火災予防条例の一部改正

横川重行

①国民健康保険特別会計補正予算②一般会計補正予算（職員時間外手当、臨時職員社会保険料）

放置自動車の処理について

倉本議員 放置自動車の処理に関する条例の定義で相当の期間とはどれぐらいの期間なのか。また第六条に所有者等に知らせるとあるが、所有者等とは持ち主以外だれのことを指すのか。また条文中で十四日の経過期間を設けているが、どのような考え方なのか。また期限を定めて命令とあるが、どの程度の期限なのか。また罰金を三十万円としているが、なぜ三十万円なのか。

持ち主がわからなければ罰金が科されない。わかれば三十万円となると平等性に欠けないのか。どのような形で今回条例を取り扱うのか、伺いたい。生活環境部長 相当の期間とは、車が使用可能な状態の時には放置自動車と判断するまでに数カ月か



長期間放置された自動車は撤去処分されます

かる場合もある。ナンバーがなく明らかに廃車と思える場合はその場で判断が可能である。車の状態により、放置自動車と判断できる期間が異なるので、条例で特に期間は定めていない。所有者等とは、所有権、使用権もしくは占有権を有する者または自動車を放置もしくは放置させた者と定義している。

十四日の経過期間は、相当な期間放置され走行が困難な自動車でも、処分した後で所有者などから異議申し立てのリスクも想定されるので、警告書の張りつけで十四日以上、告示で十四日以上の周知期間を設けている。罰金は三十万円以下としているが、既に条例を制定している

国保税の徴収 嘱託員について

県及び近隣の市町と歩調を合わせており、高松地方検察庁と協議して決めた金額である。

横川議員

国民健康保険特別会計補正予算の徴収費で、保険税徴収嘱託員報酬として二百五十万円を補正しているが、この嘱託員について、①これまで徴収した件数と金額。②滞納等の徴収は中讃広域事務組合もしているが、嘱託員は本来必要なのか、中讃広域事務組合で対応できないのか。③嘱託員の採用は臨時的か継続的か。また、採用期間や賃金支払い内容の実態。④賦課徴収業務は守秘義務などが重要であるが、嘱託員に徴収業務を任せていいのか。

現在の二名を継続して、年度ごとに委嘱しており、一年契約である。

賃金は、報酬として基本給の八万円と収納実績に基づく能率給とし、毎月支給、平成十六年度は一人平均で月額二十五万円の支払いである。

守秘義務などについては、職務規程で遵守誓約書の提出を義務づけている。

本市歳入の根幹である市税等確保の観点から、徴収業務を嘱託員に任せて滞納整理事務を行わせることは効果があると考えられている。

国民健康保険税の引き上げについて

中谷議員 新丸亀市の国保税率は合併協議会分科会の調整結果でも丸亀市の税率に統一するのが妥当とされ、平成十七年度中に国保運営協議会に諮問した上で決めることが合併調整方針であったが、今回の条例改正案は旧丸亀市の税率よりも引き上げになっている。なぜこの運営協議会の答申が尊重されないのか。次に、平成十八年度は税率を見直す時期に来ていたが、旧飯山町被保険者は合併による引き

